

令和7年度 霧島市新型コロナウイルス感染症予防接種

接種は任意であり強制ではありません。

予防接種の効果と副反応のリスクについてご理解いただいた上で、自らの意思で接種を受けていただきます。
治療中の方や体調に不安のある方は、かかりつけ医に相談の上、接種を受けるかご判断ください。

日程

令和7年10月1日(水)～ 令和8年1月31日(土)

対象者

- (1) 接種日時点で、**65歳以上**の霧島市民
- (2) 満60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害(身体障害者手帳1級相当)があり、身の回りの生活を極度に制限される市民、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(身体障害者手帳1級相当)があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する市民

予診票について

対象者への個別通知はしていません。

霧島市内の医療機関にある霧島市作成の予診票(この用紙の裏面)を使って接種を受けてください。

※ ただし、対象者(2)の方は以下のいずれかが必要になります。

- | |
|--|
| ・1級相当の身体障害者手帳
・医師の診断書(医療機関で無料で発行できます) |
|--|

接種費用

自己負担額 6,800 円 (霧島市助成額 8,500 円)

署名について

ご本人の意志が確認できない場合、接種はできません。

接種の意志が確認できても、麻痺などがあって署名できない場合、代わりにご家族(親族等)の代筆で接種することができますが、医療従事者(看護師等)や知人などによる代筆は認められておりません。

副反応について

接種部位が赤く腫れたり、微熱が出たり、頭痛や寒気、全身のだるさなどがみられることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れることがあります。加えて、非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。このような症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

お問合せ先

霧島市 健康増進課 電話:0995-64-0905